

特定機械等についての定期的な性能検査の受検について

三重労働局・各労働基準監督署

一定能力以上のボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラの使用については、労働安全衛生法において検査証の有効期間が設けられており、有効期間を更新するためには、その度ごとに、登録性能検査機関が実施する性能検査を受け合格する必要があります。

今回、新たに設置された[ボイラー・第一種圧力容器・クレーン・移動式クレーン・デリック・エレベーター・ゴンドラ]の検査証の有効期間は[1年・2年]となっていますので、有効期間満了日の2ヶ月前から当該満了日までの間に、下記のいずれかの登録性能検査機関が行う性能検査を受検してください。

なお、性能検査を受けずに、検査証の有効期間を超えて特定機械等を使用した場合は、労働安全衛生法違反となりますのでご注意ください。

(ボイラー及び第一種圧力容器)

登録性能検査機関名	所在地	電話番号
損害保険ジャパン(株) 中部業務部リスクエンジニアリング課 中部ボイラー検査事務所	〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル	052-953-3463
(一社)日本ボイラ協会 中部検査事務所	〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-38-2 オーキッドビル4階	052-583-4862
(公社)ボイラ・クレーン安全協会 神奈川事務所	〒231-0007 横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	045-662-2860

(クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラ)

登録性能検査機関名	所在地	電話番号
(公社)ボイラ・クレーン安全協会 神奈川事務所	〒231-0007 横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	045-662-2860
(一社)日本クレーン協会 三重検査事務所	〒514-0032 津市中央2-4 三重ビル4階	059-225-9391
シマブункレーン検査(株) 中部事務所	〒465-0025 愛知県名古屋市名東区上社2-210 北村第二ビルディング3階	052-777-7702
セイフティエンジニアリング(株) 名古屋検査事務所 (ゴンドラ及びエレベーターのみ)	〒470-0155 愛知県愛知郡東郷町白鳥1-22-3	0561-38-3084
(株)クレーン検査センター 名古屋検査事務所	〒474-0071 愛知県大府市梶田町2-208	0562-45-0007

注：使用を廃止した場合や有効期間を超えて休止する場合は、所轄労働基準監督署に手続きをする必要がありますので不明な点は労働基準監督署にお問い合わせください。

また、検査証の有効期間切れを生じさせないための手法として、検査証のコピー等を登録性能検査機関にあらかじめ提出し登録する方法もありますので、登録性能検査機関にお問い合わせください。

(R3.4.1 現在)